



宮 崎 県 公 報

平成23年10月11日（火曜日） 第 2327 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示……………（総務事務センター） 1	頁
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令（伐倒駆除等）……………（自然環境課） 8	

○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令（移動制限・禁止）……………（自然環境課） 8	
○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令（ “ ） 8	
○保安林の指定予定の通知……………（ “ ） 9	
○道路の区域の変更……………（道路保全課） 9	
○道路の供用の開始……………（ “ ） 9	
正 誤	
○平成23年 8 月18日付け県公報（第2312号）中……………10	

告 示

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。
平成23年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 840号

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）の一部を次のように改正する。
別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号を次のように改める。

別 記
様式第1号(第3条関係)

競 争 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

私(申請者)は、宮崎県が発注する物品の買入れ等に係る契約の入札に参加したいので、指定の書類を添えて、競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、この競争入札参加資格申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申 請 者

住所又は所在地	□□□ - □□□□						
(カナ)商号又は名称				実 印		
						
氏 名 <small>(法人にあつては代表者職氏名)</small>						
電話番号	市外局番	局 番	番 号	FAX番号		市外局番	局 番
	()			()			
債権者番号	2	□	□	□	□	※債権者番号の欄は継続申請の方のみ記入	

申請する営業種目

	(1) 物品に関する業種			(2) 役務の提供に関する業務	
	主な営業種目	その他の種目		主な営業種目	その他の種目
種目記号	-	-	-	-	-
種目名				
主 な 取扱品目				
代 理 店 等 の 名 称				
				
				
				
				
				

業務内容を具体的に記入してください。(ただし、1業務12文字以内)

申請書記入責任者 (内容等照会先)	所属名			
	職・氏名			
	電話	()	FAX	()	

別 紙 2

商号又は名称		代表者職氏名	
--------	--	--------	--

営業概要及び申請する営業種目の許可、認可等について

1 営業概要

(1) 営業等の状況

年間売上総額	円
--------	---

登記簿上の営業年数	年 月
-----------	-----

	常勤(正社員)	その他(臨時・パート)	合計
従業員数	人	人	人
(上記のうち雇用している障がい者数)	人	人	人

(2) 資本の状況(法人のみ記入)

負債・純資産合計	円
(うち純資産合計)	円
(うち資本金)	円

流動資産	円
流動負債	円

2 申請する営業種目の許可、認可等

許可、認可等の名称	取得者氏名	取得番号等	取得年月日

別 紙 3

役 員 の 一 覧 表

フリ 氏	ガナ 名	役 職 名	生年月日(元号)	性 別

(注) 受任者についても必ず記入をしてください。

※ 収集した個人情報については、入札参加資格の確認のために使用し、その他の目的のためには一切使用しません。

1. 本様式を宮崎県が宮崎県警察本部に照会することについて異議ありません。
2. 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消し、契約の解除等がなされても異存ありません。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

実印

記入責任者	職・氏名	
連絡先	電話	()

別 紙 4

特別徴収実施確認・開始誓約書

平成 年 月 日

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名 _____ 実印

チェック欄（いずれかに該当する項目にチェックを入れてください。）

- 当事業所は、宮崎県内に事業所（支店又は営業所を含む。）がなく、かつ、宮崎県内に居住する従業員がいません。

〈領収証書の写し添付〉

- 当事業所は、現在 _____ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 直近の領収証書の写しを貼付してください。

直近の領収証書の写しを貼付してください。
 （注 複数の市町村に納税している場合、貼付する領収証書は、最も納税者の多い市町村の領収証書のみで可）

添付する領収証書の写しが無い場合等

〈特別徴収実施確認〉

- 当事業所は、現在 _____ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください。

〈特別徴収義務が無い場合〉

- 当事業所は、特別徴収義務の無い事業所です。 → 確認印を受けてください。

〈開始誓約〉

- 当事業所は、平成 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

様式第 2 号 (第 6 条関係)

資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所又は所在地

商号又は名称

氏 名
(法人にあつては
代表者職氏名)

実印

債権者番号

競争入札参加資格申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更があったので、関係書類を添えて届け出ます。

記

変 更 前		変 更 後	
変 更 事 項			
該当に	変 更 事 項	添 付 書 類	変更年月日
○ 印			
	商号又は名称	登記簿謄本	
	代表者	登記簿謄本、役員の一覧表 (競争入札参加資格審査申請書 別紙 3)	
	役員 (取締役等)	登記簿謄本、役員の一覧表 (競争入札参加資格審査申請書 別紙 3)	
	所在地	登記簿謄本	
	登録印鑑 (実印)	印鑑証明書	
	資本金	登記簿謄本	
	許可、認可等	許可等の証明書類	
	委任内容	委任状	
	受任者商号又は名称	委任状	
	受任者	委任状、役員の一覧表 (競争入札参加資格審査申請書 別紙 3)	
	受任者所在地	委任状	
	振替口座	口座振替支払申出書	
	電話番号、FAX番号	—	

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改正後の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

宮崎県告示第 841号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成23年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

平成23年10月17日から平成24年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる処置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長に提出しなければならない。

(3) 西臼杵支庁又は農林振興局長は、松くい虫駆除実施届出書

の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 842号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成23年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

平成23年10月24日から平成24年10月23日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。

宮崎県告示第 843号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成23年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、日向市及び串

間市並びに児湯郡高鍋町及び新富町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、日向市及び串間市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町の役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成23年10月17日から平成24年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合には、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。

(4) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

宮崎県告示第 844号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字横野字石櫃 144-1、144-4、字横野 241、243-1、大字越野尾字二之渡 58-5、58-37、字越野尾 222-1、字窪 233-1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字横野 241・243-1・字二之渡58-5・字窪 233-1（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 845号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年10月11日から平成23年10月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
22	県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字石河内鹿遊国有林 254る林	旧	4.8 ~ 36.0	2416.0
			小班地先から同郡同町同大字字鶴懐 978番6地先まで	新	4.8 ~ 36.0	2416.0
					8.7 ~ 96.8	2120.0

宮崎県告示第 846号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年10月11日から平成23年10月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
22	県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字石河内鹿遊国有林 254る林 小班地先から同郡同町同大字字鶴懐	平成23年10月11日

懐 978番 6
地先まで

正 誤

平成23年 8 月18日付け県公報（第2312号）中

ページ	段	行	誤	正
3	左	26	115-3	115-3、115-9 から 115-13まで
3	左	32	115-3（次の図に 示す部分に限る。）	115-3・115-9 （次の図に示す部分 に限る。）、115- 10から 115-13まで
3	左	51	755-2	755-2、755-26 、755-27、755- 28
3	右	2	755-2	755-28